

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第1章 総則 (省略)	第1章 総則 (同左)
第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)	第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)
第3章 財産の評価 (省略)	第3章 財産の評価 (同左)
第4章 申告及び納付 (省略)	第4章 申告及び納付 (同左)
第5章 更正及び決定 (省略)	第5章 更正及び決定 (同左)
第6章 延納及び物納 (省略)	第6章 延納及び物納 (同左)
第7章 雑則 (省略)	第7章 雑則 (同左)
(附則)	(附則)
<u>(経過的处理)</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>[第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者))及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者))共通関係]</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 . . . 原則とするが、次に掲げる場合においては、それぞれ次に掲げるものは法第 9 条の 4 第 3 項又は法第 66 条の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となることに留意する。</p> <p>(1) 法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する信託の受託者(個人以外の受託者に限る。以下 1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 において同じ。)について同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合 <u>当該信託の受託者</u></p> <p>(2) 代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団を設立するために財産の提供があった場合又はその社団若しくは財団に対し財産の遺贈若しくは贈与があった場合 <u>当該代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団</u></p> <p>(3) <u>持分の定めのない法人(持分の定めのある法人で持分を有する者が不在のものを含む。以下 1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 において同じ。)</u>を設立するために財産の提供があった場合又はこれらの法人に対し財産の遺贈若しくは贈与があった場合において、当該財産の提供又は遺贈若しくは贈与をした者の親族その他これらの者と法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき <u>当該持分の定めのない法人</u></p> <p>第 2 節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>[第 3 条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係]</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>[第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者))及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者))共通関係]</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 . . . 原則とするが、次に掲げる場合(その贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)の規定により社団若しくは財団又は法人(法第 9 条の 4 第 3 項の規定の適用により個人とみなされる社団若しくは財団又は法人を除く。)の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、それぞれ次に掲げるものは同項又は法第 66 条の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する信託の受託者(個人以外の受託者に限る。)について同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団を設立するために財産の提供があった場合又はその社団若しくは財団に対し財産の遺贈若しくは贈与があった場合</p> <p>(3) <u>法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人</u>を設立するために財産の提供があった場合又はこれらの法人に対し財産の遺贈若しくは贈与があった場合において、当該財産の提供者、遺贈をした者又は贈与をした者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき。</p> <p>第 2 節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>[第 3 条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係]</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(生命保険契約の範囲)</p> <p>3—4 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) <u>郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)第2条((法律の廃止))により廃止された簡易生命保険法の規定により締結された同法第3条((政府保証))に規定する簡易生命保険契約。ただし . . . .</u></p> <p>(3) . . . .</p> <p>(退職手当金等に該当しないもの)</p> <p>3—23 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(4) . . . .</p> <p>(5) . . . .</p> <p>(6) . . . .</p> <p>(7) . . . .</p> <p>(8) . . . .</p> <p>(9) . . . .</p> <p>(10) . . . .</p> <p>(11) . . . .</p> <p>(12) <u>消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条((非常勤消防団員に対する公務災害補償))の規定に基づく . . . .</u></p> <p>(13) . . . .</p> <p>[第9条((その他の利益の享受))関係]</p> <p>(株式又は出資の価額が増加した場合)</p> <p>9—2 <u>同族会社(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)</u>の株式 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p>	<p>(生命保険契約の範囲)</p> <p>3—4 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) <u>簡易生命保険法(昭和24年法律第68号)第3条((政府保証))に規定する簡易生命保険契約。ただし . . . .</u></p> <p>(3) . . . .</p> <p>(退職手当金等に該当しないもの)</p> <p>3—23 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(4) . . . .</p> <p>(5) . . . .</p> <p>(6) . . . .</p> <p>(7) . . . .</p> <p>(8) . . . .</p> <p>(9) . . . .</p> <p>(10) . . . .</p> <p>(11) . . . .</p> <p>(12) <u>消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7((公務災害補償))の規定に基づく . . . .</u></p> <p>(13) . . . .</p> <p>[第9条((その他の利益の享受))関係]</p> <p>(株式又は出資の価額が増加した場合)</p> <p>9—2 <u>同族会社(法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)</u>の株式 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) . . . .</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(4) . . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 課税価格、税率及び控除</b></p> <p><b>第 1 節 相続税</b></p> <p>[第12条((相続税の非課税財産))関係]</p> <p>(保険金の非課税金額の計算)</p> <p>12—9 . . . . 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第70条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)又は . . . .</p> <p>[第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係]</p> <p>(これらの申立てに係る事件の終了の日)</p> <p>19の2—14 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(3) 民事調停法第31条((商事調停事件について調停委員会が定める<u>調停条項</u>))に規定する調停条項を定めた場合 その調停条項を定めた日</p> <p>(4) . . . .</p> <p>(5) . . . .</p> <p>(財産の分割の協議に関する書類)</p> <p>19の2—17 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。)第1条の6第3項第1号に規定する . . . .</p>	<p>(2) . . . .</p> <p>(3) . . . .</p> <p>(4) . . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 課税価格、税率及び控除</b></p> <p><b>第 1 節 相続税</b></p> <p>[第12条((相続税の非課税財産))関係]</p> <p>(保険金の非課税金額の計算)</p> <p>12—9 . . . . 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第70条第1項(同条第10項又は第11項において準用する場合を含む。)又は . . . .</p> <p>[第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係]</p> <p>(これらの申立てに係る事件の終了の日)</p> <p>19の2—14 . . . .</p> <p>(1) . . . .</p> <p>(2) . . . .</p> <p>(3) 民事調停法第31条((商事調停事件について調停委員会が定める<u>調停事項</u>))に規定する調停条項を定めた場合 その調停条項を定めた日</p> <p>(4) . . . .</p> <p>(5) . . . .</p> <p>(財産の分割の協議に関する書類)</p> <p>19の2—17 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。)第1条の4第3項第1号に規定する . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(その他の財産の取得の状況を証する書類) 19の2—18 法施行規則第1条の6第3項第1号に規定する・・・</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>[第21条の2((贈与税の課税価格))関係]</p> <p>(贈与税の課税価格の端数処理) 21の2—5 …… (1) …… (2) …… (注) ……措置法第70条の2第1項、<u>第70条の3の2第1項及び第70条の3の4第1項</u>の規定による控除後の額……</p> <p>[第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係]</p> <p>(店舗兼住宅等の持分の贈与があつた場合の居住用部分の判定) 21の6—3 …… (注) ……において、19—<u>10</u>により21の6—3のただし書……</p> <p>(信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用) 21の6—9 …… (1) …… (2) …… ……贈与税の申告書に添付すべき<u>法施行規則</u>第9条第2号に掲げる居住用不動産に関する……</p>	<p>(その他の財産の取得の状況を証する書類) 19の2—18 法施行規則第1条の4第3項第1号に規定する……</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>[第21条の2((贈与税の課税価格))関係]</p> <p>(贈与税の課税価格の端数処理) 21の2—5 …… (1) …… (2) …… (注) ……措置法第70条の2第1項<u>及び第70条の3の2第1項</u>の規定による控除後の額……</p> <p>[第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係]</p> <p>(店舗兼住宅等の持分の贈与があつた場合の居住用部分の判定) 21の6—3 …… (注) ……において、19—<u>9</u>により21の6—3のただし書……</p> <p>(信託財産である居住用不動産についての贈与税の配偶者控除の適用) 21の6—9 …… (1) …… (2) …… ……贈与税の申告書に添付すべき<u>規</u>第9条第2号に掲げる居住用不動産に関する……</p>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 申告及び納付	第 4 章 申告及び納付
[第27条((相続税の申告書))関係]	[第27条((相続税の申告書))関係]
(相続税の申告書の提出義務者)	(相続税の申告書の提出義務者)
27—1 ……第70条第1項、第3項及び第10項の規定の適用がないものとして……	27—1 ……第70条第1項、第3項、 <u>第10項及び第11項</u> の規定の適用がないものとして……
(相続税の申告書の記載事項)	(相続税の申告書の記載事項)
27—2 法施行規則第13条第1項第9号に規定する「法以外の法律の規定による相続税額の控除」には……	27—2 法施行規則第13条第9号に規定する「法以外の法律の規定による相続税額の控除」には……
[第32条((更正の請求の特則))関係]	[第32条((更正の請求の特則))関係]
(「判決があつたこと」の意義)	(「判決があつたこと」の意義)
32—4 法施行令第8条第2項第1号に規定する……	32—4 法施行令第8条第1号に規定する……
第 7 章 雑則	第 7 章 雑則
[第59条((調書の提出))関係]	[第59条((調書の提出))関係]
(退職手当金等の支払調書の提出限度)	(退職手当金等の支払調書の提出限度)
59—1 ……法施行規則第30条第1項に規定する……	59—1 ……法施行規則第27条第1項第2号に規定する……
(附則)	(附則)
<u>(経過的取扱い)</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の1の3・1の4共-2、9-2、12-9及び27-1の取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）から適用し、同日前については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第88条の規定により、なおその効力を有する同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受ける場合の取扱いは次による。</u></p> <p>イ <u>12-9の取扱いについては、同通達中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）」とあるのは「租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条第1項（同条第10項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第88条の規定により、なおその効力を有する同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第70条第11項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>ロ <u>27-1の取扱いについては、同通達中「法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第70条第1項、第3項及び第10項の規定」とあるのは「法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第70条第1項、第3項、第10項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第88条の規定により、なおその効力を有する同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第70条第11項の規定」と読み替えるものとする。</u></p>	